業務委託契約書締結に当たってのチェックポイント

Ⅰ．概要・基本知識

【契約書の目的】

① トラブルの防止：内容の確認、認識の相違を回避

② 裁判での証拠：押印がなくても一定の効力を持つ可能性

【契約書の要点】

・具体的に、明確に記載する

【契約書以外での対応策】

・契約書の手交は現実的には力関係や手間の問題で困難なケースが多いのが現実

→ フリーランス法では SNS 等の連絡ツールで条件明示することも可としている

→ デジタル上のやり取りの留意点：画像保存、プリントアウト

【自分も委託者になる可能性】

・フリーランス法では、再委託の際に自分が委託者になる可能性あり

・受注者の権利だけでなく、発注者の義務も理解する必要あり

【困った時の相談先】

・音楽ユニオン

・各種相談窓口

Ⅱ．業務委託契約書 チェックポイント（各条項）

第 1 条（発注者・受注者の商号、氏名、名称等）

本契約の発注者・受注者は下記のものである。

・発注者：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　印

・受注者：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　印

> **POINT：**芸名を記載する場合は「〇〇(芸名) こと ●●(本名)」とすると個人の特定が可能になります。

第 2 条（業務委託をした日）

・契約締結日：2026 年　月　日

> **POINT：**演奏などをする日ではなく、契約書を交わした日を書きます。

第 3 条（依頼内容）

・催事名：第 13 回タンゴ・フェスティバル

・日時：2026 年 3 月 19 日 (木) 18:30～20:30

・会場：日比谷野外音楽堂

・出演時間：30 分×2 ステージ

・権利関係：

① 内部資料用に録音・録画

② SNS 掲載用に写真撮影

③ 発注者側で動画のアップロードはしない

> **POINT：**お互いに認識の差が生じないように、可能な限り具体的に書いておくとよいでしょう。

第 4 条（対価）

・本番：〇円×〇本＝〇〇万円（税別）

・リハーサル：●円×●本＝●●万円（税別）

・経費：交通費、宿泊費、大型楽器の運搬費および搬送にかかる駐車料金

※ 依頼内容に変更があった場合は、別途相談する

【公演/録音中止時の対価の取り扱い】

・契約当日：100%（税別）

・契約当日の 10 日前から前日まで：80%（税別）

・契約当日の 30 日前から 11 日前まで：70%（税別）

・契約当日の 60 日前から 31 日前まで：60%（税別）

・契約当日の 90 日前から 61 日前まで：50%（税別）

> **POINT：**楽器の持ち替えなど、特殊な事情も確認しましょう。特に大型楽器の場合は、駐車場の有無を含め駐車料金など細かい経費についても確認しましょう。

第 5 条（権利の取り扱い）

・実演家の権利：実演家に帰属

・目的外使用：演奏/録音以外に目的外使用をする場合は、権利買い取り分として下記金額を対価に加算する

- サウンドトラック作成：演奏による対価の 100%

- イベントでの利用など、上記以外の目的外利用：___%

・実演家人格権：改変等を行う場合は、事前に確認をお願いします

> **POINT：**フリーランス法で対価とは別に表記すべき項目とされています。聞きづらいですが、しっかり確認しましょう。

第 6 条（支払期限）

・支払期日：2026 年 5 月 18 日(月)まで

・振込先：△△銀行 ▼▼支店　口座番号×××　口座名義〇〇〇〇

> **POINT：**実施した日から起算して 60 日以内（可能な限り早期）がフリーランス法で定められています（第 4 条）。

第 7 条（契約内容の変更）

・契約内容の変更を行う場合は、書面、電子メールまたは SNS 等の連絡ツールで双方の合意を得なければならない。

> **POINT：**書面以外の場合は、必ず形に残るように画像保存しましょう。

第 8 条（秘密保持義務）

・発注者および受注者は、業務に際して知った相手方の秘密情報（個人情報、報酬額などの各種条件を始め、これに限らない各種情報）を第三者に開示してはならない。

> **POINT :** 一方的に義務を課せられていないか良く確認しましょう。

第 9 条（安全・衛生、ハラスメント対策）

・発注者は受注者を被保険者として、発注者の費用負担により業務中の事故によって受注者が被った損害（怪我、死亡、物損を含むあらゆる事柄）を補償するため保険に加入するなど、必要な措置を講じる。
・適宜、休憩をとること
・トイレ、更衣室の手配
・ハラスメント対策を講じると共に、相談窓口の連絡先を明示すること

> **POINT :** 野外ライブなど日常と異なる場所で演奏などする場合は特に注意しましょう。

第 10 条（その他）

・本契約に定めのない事態が生じた場合は、お互いに誠意をもって対応し、話し合いによる解決をめざす。

> **POINT :** 契約書であらゆる事態を網羅するのが理想ですが、現実的ではありません。この一文を入れておきましょう。